

1 議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 副議長選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 会期の決定
- 第7 承認第1号 専決処分の承認を求める件 専決第1号
北はりま消防組合の休日を定める条例ほか30件の条例制定
- 第8 承認第2号 専決処分の承認を求める件 専決第2号
平成23年度北はりま消防組合一般会計暫定予算
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求める件 専決第3号
指定金融機関の指定
- 第10 承認第4号 専決処分の承認を求める件 専決第4号
兵庫県市町村職員退職手当組合への加入
- 第11 承認第5号 専決処分の承認を求める件 専決第5号
加東公平委員会への加入
- 第12 第1号議案 北はりま消防組合議会会議規則制定の件
- 第13 第2号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第14 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（識見を有する者）の選任の件
- 第15 同意第2号 北はりま消防組合監査委員（議会選出）の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 村井公平君
- 2番 高橋佐代子君
- 3番 長谷川勝己君
- 4番 山口雄三君

- 5番 早瀬正之君
6番 森元清蔵君
7番 藤尾 潔君
8番 大山由郎君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（19名）

管理者

加東市長 安田正義君

副管理者

西脇市長 來住壽一君

加西市長 西村和平君

多可町長 戸田善規君

加東市副市長 山田義人君

会計管理者

加東市会計管理者 藤原 宏君

消防本部

消 防 長 藤本喜一君

参 事 原田久夫君

参 事 岸本耕一君

消 防 部 長 山西 修君

警 防 部 長 芹生信弘君

西脇消防署長 藤原慶久君

加西消防署長 藤原光浩君

加東消防署長 西山修一君

多可消防署長 藤井照通君

企画財政課長 藤原正勝君

救急課長 小林浩太郎君

情報管理課長 徳岡恒夫君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長 石古 覚君

総務課副課長 中嶋利久君

総務課副課長 杉本秀之君

○事務局（石古 覚君） おはようございます。

本日、召集されました臨時会は、北はりま消防組合発足後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

つきましては、出席議員中、早瀬正之議員が年長議員でございます。したがって、早瀬正之議員が議長の職務を行いますので、ご紹介申し上げます。

それでは、早瀬正之議員、議長席のほうへお着きください。

○臨時議長（早瀬正之君） 失礼いたします。ただいま紹介いただきました、早瀬正之でございます。

本日、第1回北はりま消防組合議会臨時会に当たりまして、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行います。議長選挙が終わるまでの間、議員各位のご協力をお願いいたしまして、無事、任務を果たしてまいりたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事を進めてまいります。

開会に先立ちまして、管理者、安田正義君からあいさつをいただきます。どうぞ。

○管理者（安田正義君） 皆さん、こんにちは。

東日本大震災から111日目。そして、この北はりま消防組合発足から丸3カ月目という感じでございますが、第1回目の北はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位がおそろいでご参加を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。

昨年4月、北播磨3市1町消防広域化協議会が組織されまして、一年をかけて運営計画や組織、職員の処遇、施設整備、財政計画等、多岐にわたる項目について調整を図ってきたところでございます。

そして、いよいよこの4月1日、組合の発足を迎え、現在、消防長以下207名の職員を持って、西脇市、加西市、多可町、そして加東市、この3市1町、15万人を超える住民の安全・安心の確保のために取り組んでおるところでございます。

議員各位を初め、構成市町、関係機関のご支援、ご協力を賜りながら、防災体制の強化を図り、15万住民の期待にこたえるように努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日、私のほうから提案をさせていただきますのは、専決処分の承認を求める件、平成23年度北はりま消防組一般会計予算、そして監査委員選任の件、の計8件でございます。

慎重、ご審議賜りまして、何とぞご承認、可決賜りますようによろしくお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（早瀬正之君） 管理者のあいさつが終わりました。

午後 2 時 0 0 分 開会

開 会 宣 言

○臨時議長（早瀬正之君） ただいまの議員の出席数は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第 1 回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

議事の進行につきましては、北はりま消防組合議会会議規則がまだ制定されておられませんので、それまでは第 1 号議案で提案されている、北はりま消防組合議会会議規則案に準じて進行したいと思いますのですが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（早瀬正之君） 異議なしと認めます。

したがって、北はりま消防組合議会会議規則案に準じて進行いたします。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（早瀬正之君） この際、議事の進行上、仮議席を指定しますが、仮議席はただいまご着席の席を指定いたします。

日程に先立ち、ご報告申し上げます。地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めましたのは、管理者、副管理者、会計管理者、消防長ほか、その補助員でございます。

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（早瀬正之君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（早瀬正之君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（早瀬正之君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、長谷川勝己君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長が指名いたしました、長谷川勝己君を議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(早瀬正之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、長谷川勝己君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました長谷川勝己君が議場におられますので、本席から議長の当選告知をいたします。

以上で、臨時議長としての職務は終了いたしました。

北はりま消防組合の発足議会冒頭における、重要な責任を無事に遂行し終えましたことは、ひとえに議員各位のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

一言、お礼を申し上げまして、新議長と議長席の交代をいたします。

ご協力ありがとうございました。

長谷川勝己君、議長席にお着き願います。

○議長(長谷川勝己君) それでは、議長就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、不肖、私、各議員の温かいご推挙をいただき、当議会の議長の大任をお受けすることになりました。

もとより、ごらんとおりの若輩者でございますし、その器ではございませんが、皆さんのご指導、ご協力を賜りながら、この職責を全うしたいと考えております。どうか、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

座らせていただきます。

それでは、引き続き会議を進めてまいります。

日程第3 副議長の選挙

○議長(長谷川勝己君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、先ほどの議長選挙と同様に、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、村井公平君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました、村井公平君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、村井公平君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました村井公平君が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。

村井公平君、ごあいさつをお願いします。

○副議長(村井公平君) 失礼いたします。

先ほどは、議員の皆さん方の温かいご推挙によりまして、副議長の職をご指名いただきました。

もとより、浅学非才、その器ではございませんが、長谷川議長と協力をしながら、この組合議会の運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方、理事者の方々、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長(長谷川勝己君) 副議長のあいさつは終わりました。

日程第4 議席の指定

○議長(長谷川勝己君) 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付いたしております、議席一覧表のとおり指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長(長谷川勝己君) 続いて、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長より指名いたします。

1番、村井公平君、2番、高橋佐代子君の両名にお願いいたします。

日程第6 会期の決定

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○長谷川議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求める件 専決第1号

北はりま消防組合の休日定める条例ほか30件の条例制定

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） それでは、承認第1号、専決処分の承認を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、お手元に配付いたしております専決第1号のとおり、北はりま消防組合の休日を定める条例ほか30件の条例制定を専決したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

本年4月1日、北はりま消防組合の発足時に制定しましたこれらの条例につきましては、旧3消防本部の条例を基本とし、差異があるものについては広域化協議会幹事会、部会等で調整し、その内容を精査した後に制定いたしております。

条例につきましては、本来、議会でご審議いただき制定すべきものでありますが、諸般の事情から議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、広域化協議会幹事会、部会等で十分協議、検討を重ねた後、専決処分したものでございます。

次に、今回専決いたしました31件の条例について、専決処分条例一覧表、及び例規集に基づき、ごく概略になろうかと思いますが順次ご説明申し上げます。

まず、北はりま消防組合の休日を定める条例。地方自治法第4条の2の規定に基づき、組合の休日に関して必要な事項を定めております。

北はりま消防組合公告式条例。条例、規則等の告示、公示、公表等の方法を定めたものでございます。

北はりま消防組合議会定例会の回数に関する条例。定例会の回数を年2回とし、広域化による特例として、本年は1回と規定いたしております。

北はりま消防組合監査委員条例。広域化により現在は空席となっておりますが、監査等の通知、結果の報告、公表の方法等を定めたものでございます。

北はりま消防組合行政手続条例。処分、行政指導や届け出に関する手続について、共通する事項を定め、行政運営の公正の確保や透明性の向上を図り、住民の利益の保護を目的といたしております。

北はりま消防組合情報公開条例。住民が公文書の開示を請求する権利と、組合の保有する情報の公開に関する手続を定めております。

北はりま消防組合個人情報保護条例。組合の個人情報の取り扱いについての基本的な事項を定め、個人の権利を保護することを目的といたしております。

北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例。情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、不服申し立てについて調査、審議するための規定を定めて

おります。

北はりま消防組合職員定数条例。この条例は、消防職員の定数を定めたもので、定数を208人と定めております。

北はりま消防組合職員の再任用に関する条例。職員が定年退職等の後、再任用する場合について、その対象者や任期等について定めたものでございます。

北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めたものでございます。

北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例。これは、職員の意に反する降任、免職、休職、及び懲戒の手續と効果について定めたものでございます。

北はりま消防組合職員の定年等に関する条例。職員の定年を60歳とし、特例としての勤務延長の手續を定めております。

北はりま消防組合職員の服務の宣誓に関する条例。新たに地方公務員となった者は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを宣誓します。

北はりま消防組合職務に専念する義務の特例に関する条例。職員は、職務に専念する義務を負っておりますが、研修会等での参加など職務専念義務を免除する場合を想定したものでございます。

北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例。職員の勤務時間や休息、休日や休暇の種類、日数などを定めております。

北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例。育児休業法の規定に基づき、職員の育児休業に関し必要なことを定めております。

北はりま消防組合職員の互助共済制度に関する条例。この条例により、職員互助会を設置し規約の定めるところにより、福利、厚生、資金の給付、その他の事業を行います。

北はりま消防組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例。議会の議員、その他非常勤の職員の公務上の災害、通勤による災害に対する補償に関する制度を定め、本人及び遺族の生活の安定と福祉の向上を図ります。

北はりま消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例。この条例は、議会の議長、副議長、及び議員に対する報酬、及び費用弁償の額、並びに支給方法を定めており、議長は年額1万6,000円、副議長1万5,000円、議員1万4,000円といたしております。

北はりま消防組合特別職員に関する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例。特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額、並びに支給方法を定めており、識見を有する監査委員は年額1万4,000円、議員選出の監査委員、及びその他委員については7,800円といたしております。

北はりま消防組合職員の給与に関する条例。旧3消防本部は、行政職給料表を適用して

おりましたが、一部変更を加えた給料表であったりして支給額に差異があり、統一を図るのは困難であったため、公安職給料表1を採用し調整を図りました。

北はりま消防組合職員等の旅費に関する条例。旧3消防本部の旅費の実額についての調整を図り、日当は800円とし、宿泊費は1万1,500円といたしました。また、規則で無支給区域を定めております。

北はりま消防組合財政事情書の作成及び公表に関する条例。毎年5月と11月末の2回、組合の財政事情を住民に公表するため、その内容及び方法を定めたものでございます。

北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例。工事請負や製造請負は1億5,000万円以上、財産の取得または処分は2,000万円以上といたしました。

北はりま消防組合財政調整基金条例。組合の将来にわたる財政の健全な運営に資するために基金を設置し管理、運用するものでございます。

北はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。対象となるのは、1つ目として事務機器、その他の物品を借り入れるリース契約など複数年にわたる契約が一般的なもの。2つ目に、施設管理業務、その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものに限定いたしております。

北はりま消防組合手数料条例。消防法に規定する危険物施設等の許可・承認に伴う手数料や証明書の交付に伴う事務手数料を定めております。

北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例。消防本部及び消防署の設置、名称、位置、並びに消防署の管轄地域を定めております。

北はりま消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例。消防職員が消防業務の職務の遂行により死亡、または障害状態となった場合に送る賞じゅつ金を定めております。

北はりま消防組合火災予防条例。火を使用する設備、器具、住宅用防災器具、指定数量未満の危険物や指定可燃物等の設置及び取り扱い等の基準を定めております。

以上、条例の題名等に近い説明となりましたが、これを持ちまして承認第1号、専決処分の承認を求める件、北はりま消防組合の休日を定める条例ほか30件の条例制定についての説明といたします。

よろしくご審議の上におりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(長谷川勝己君) 全員起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

**日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求める件 専決第2号
平成23年度北はりま消防組合一般会計暫定予算**

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、藤本喜一君。

○消防長(藤本喜一君) ただいま上程されました、承認第2号、専決処分の承認を求める件、平成23年度北はりま消防組合一般会計暫定予算につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

平成23年4月1日、北はりま消防組合が発足したことに伴い、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、本予算が議会の議決を経て成立するまでの間に必要な経費について暫定予算を調製し、管理者において専決処分を行ったものであります。

暫定予算の期間につきましては、平成23年4月1日から平成23年7月末日までの4カ月間とするものでございます。

暫定予算の内容でございますが、歳出予算につきましては、暫定期間中に支払われる人件費等の義務的経費や経常的経費などを中心に計上いたしております。

歳入予算につきましては、暫定期間中に見込まれる収入のうち、使用料及び諸収入を存目計上し、残りを市町負担金として計上したものでございます。

それでは、お手元の予算書によりご説明申し上げます。

予算書をお開きください。

平成23年度、北はりま消防組合一般会計暫定予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ7億6,686万7,000円でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

続きまして、歳入歳出の事項別の説明を申し上げます。

予算説明書4ページの歳出からご説明申し上げます。

第1款議会費、40万7,000円。支出の主なもの、1年間の議員報酬及び議会運営費などがございます。

第2款総務費、303万3,000円。支出の主なものは、第13節の中の看板作成設置委託料、153万円。これにつきましては、各署々の名称変更に伴います看板改修費でございます。

5ページに移りまして、第3款消防費、第1項消防費、第1日常備消防費、7億4,711万1,000円。支出の主なものは、職員の人件費で総額は7億762万9,000円となります。

次に、8ページをお開き願います。

第2目消防施設費、1,431万6,000円。支出の主なものは、第11節需用費、消耗品費は職員の活動服等の被服購入です。これは、北はりま消防本部発足に伴い、服制の統一を図り、災害活動等の指揮統一を確立するため、暫定予算に組み込んだ次第です。

それから、第18節備品購入費の事務用備品購入費は、消防本部の執務環境を整えるための事務機器等の購入でございます。

続きまして、第5款予備費200万円につきましては、予期せぬ支出に備え計上いたしました。

これに対する歳入につきまして、ご説明申し上げます。

3ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費市町負担金、7億6,685万4,000円。構成市町のそれぞれの負担額は、西脇市1億7,583万4,000円、加西市2億3,991万円、加東市2億2,781万4,000円、多可町1億2,329万6,000円でございます。算定根拠につきましては、経常経費分を当組合の市町負担金に関する規則第3条第1項の規定に基づき、4月10分の1.5、6月10分の2.5の割合で納付していただいた負担金額を計上したものでございます。歳入総額から負担金を除いた歳入科目を存目計上し、その残額を市町負担金として計上したものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目消防手数料6,000円は、消防署の諸証明等手数料及び危険物許可申請等手数料としての存目計上でございます。

第9款諸収入、第3項雑入、第1目雑入、7,000円。これにつきましても、どんぶり計上でございます。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、暫定予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ、慎重に審議賜り、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

7番、藤尾潔君。

○7番（藤尾 潔君） 1点、お尋ねいたします。

歳入のほうなのですが、今、消防長の説明で負担金に関しては規則に基づいて決定したということだったのですが、割合高がすべて規則で決まっているのでしょうか。

でしたら、例えば負担割合などの、どういう基準で決めているのか、もう少し明確な説明を求めたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 藤尾議員さんの今のご質問でございますが、負担割合といいましたら、負担金額を5回に分けております。その割合が、負担金として規則の中で決まっております。

ですから、金額に対する西脇市が幾ら、加東市が幾らではなしに、当年経常経費と、それとまた後ほどお話があるかもしれませんが、2・8という枠組みの中でお金をご負担いただいております。その納入月を1年間5回に分けてございます。この5回に分けた払う総額の中から10分の、当初が2.0払っていただきますよ。次が、1.5とか2.5とか、そういう割合を決めたものでございまして、負担金の割合を決めたものではございません。申しわけございません。

○議長（長谷川勝己君） 7番、藤尾潔君。

○7番（藤尾 潔君） では、負担金の割合は何で決まっているのですか。ちょっと、見落としておりました。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（藤本喜一君） 負担金の割合は、当面、規約の中で、平成26年度にデジタル無線、指令台の統合を図ります。そのときまでは、各市町の経常経費は持ち寄りにいたしましようということが協議会の中での決定事項でございました。

そういうことで、経常経費という、すなわちほとんどが人件費でございますが、これについては、例えば、にしたかでしたら80名職員がおります。この分については、旧の西多可、西脇市と多可町でございますが、ここで負担してくださいということでございます。

2・8と申しますのは、負担割合を、これも規約の中で、均等割2、人口割8という負担割合を規約の中で決まっております。この負担割合につきましては、政策的な経費、新たに消防車を購入するとか、もしくは庁舎を、庁舎を建てる場合ほかの部分もございしますが、そういうような北はりま全体として、こうあるべきであるという予算については均等割をいただくということで、先ほど申しました2・8の割合で分担いただくという負担割合になってございます。

以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。

ほかにもございませんか。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) これにて討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(長谷川勝己君) 全員起立。

よって、本件は承認することに決定をいたしました。

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求める件 専決第3号
指定金融機関の指定

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

消防長、藤本喜一君。

○消防長(藤本喜一君) 承認第3号、専決処分の承認を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、北はりま消防組合指定金融機関に株式会社みなと銀行を指定することについて専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

指定金融機関制度は、地方自治法第235条第2項の規定により、地方公共団体が公金の収納、または支払いの事務を取り扱わせるため金融機関を指定するものです。

金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決が必要ですが、この4月1日に北はりま消防組合が組織されたことに伴い、新たに金融機関を指定する必要性が生じたもので、諸般の事情から議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、専決処分により株式会社みなと銀行を指定いたしました。

みなと銀行は、加東市が指定金融機関に指定しており、当組合の財務会計システムが加東市のシステムとリンクしていること。また、会計管理者につきましても、規約により加東市の藤原会計管理者を選任いたしておりますので、広域化後の円滑な会計処理を期するために指定したものです。

以上、簡単ですが、承認第3号、専決処分の承認を求める件、指定金融機関の指定についての説明といたします。

よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(長谷川勝己君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(長谷川勝己君) 全員起立。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求める件 専決第4号
兵庫県市町村職員退職手当組合への加入

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、藤本喜一君。

○議長(長谷川勝己君) 承認第4号、専決処分の承認を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙に添付いたしております規約のとおり、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入することについて専決処分として、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分に及んだ理由でございますが、平成23年4月1日から北はりま消防組合が発足し、地方自治法第286条第1項の規定により、職員の退職手当に関する事務を共同処理するため、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入する必要性があり、既に参加しておられる組合市町の議会で協議していただき議決を賜ったところです。よって、当組合が兵庫県市町村職員退職手当組合に加入することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、同日付で専決処分したものでございます。

お手元の規約をごらんください。

規約は第1章から第6章まで、21の条項と附則により構成されております。

第1章、総則におきまして、組合の名称、組織する市町等、位置。

第2章、組合の議会では、議会の組織、議員の任期、議長及び副議長。

第3章、執行機関では、組合長、副組合長及び会計管理者、兼職の禁止、職員、監査委員、審査委員を。

第4章では、退職手当を受ける者の範囲及び退職手当の額を。

第5章、組合の経費の支弁の方法及び資産の管理では、経費の支弁の方法、市町負担金、負担金納入の時期、資産の管理、会計年度、予算及び決算を。

第6章では、市町の脱退について規定いたしております。

本組合の加入に伴う改正部分は、第2条に規定されている別表第1号の表中最後尾に、北はりま消防組合が加入することにより48組合市町になることとございます。施行日は、平成23年4月1日からでございます。

なお、兵庫県市町村職員退職手当組合へ北はりま消防組合が加入することにつきましては、各市町の議決をいただいておりますことを申し添えておきます。

以上、簡単ですが、承認第4号、専決処分の承認を求める件、兵庫県市町村職員退職手当組合への加入の説明といたします。

よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求める件 専決第5号 加東公平委員会への加入

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 承認第5号、専決処分の承認を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙に添付いたしております規約のとおり、加東公平委員会に加入することについて専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分に及んだ理由でございますが、平成23年4月1日から西脇市、加西市、加東

市、多可町で構成する北はりま消防組合が発足し、加東公平委員会に加入の協議をすること、すなわち議会の議決を求める必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、同日付で専決処分したものでございます。

規約につきましては、7条項と附則により構成されており、共同設置する市及び組合、名称、委員、執務場所、事務職員、経費及び例規等、通知について規定しております。

本組合の加入に伴う改正部分は第1条で、加東市、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播衛生事務組合、北はりま消防組合の五つの地方公共団体となったものでございます。

施行日は、平成23年4月1日からでございます。

なお、加東公平委員会へ北はりま消防組合が加入することにつきましては、加東市を初め、既に参加されている組合の議決をいただいておりますことを申し添えておきます。

以上、簡単ですが、承認第5号、専決処分の承認を求める件、加東公平委員会への加入についての説明といたします。

よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本件は承認することに決定をいたしました。

日程第12 第1号議案 北はりま消防組合議会会議規則制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第12、第1号議案、北はりま消防組合議会会議規則制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、村井公平君。

○1番（村井公平君） それでは、第1号議案、北はりま消防組合議会会議規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由、並びにその内容をご説明申し上げます。

提案理由であります。本件は地方自治法第120条の規定に基づき、北はりま消防組

合の議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

北はりま消防組合議会においては、標準町村議会会議規則をもとに、旧にしたか消防本部が属していた西脇多可行政事務組合の議会会議規則に準じて本規則を調製したものであります。

私、村井公平と加西市選出の森元清蔵議員、加東市選出の藤尾潔議員、多可町選出の山口雄三議員、以上4名でもって提案するものでございます。

以上、第1号議案、北はりま消防組合議会会議規則制定の件についての提案理由と、その内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第1号議案、北はりま消防組合議会会議規則制定の件を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程13 第2号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（長谷川勝己君） 日程第13、第2号議案、平成23年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいま上程されました、第2号議案、平成23年度北はりま消防組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成23年度予算につきましては、構成市町の財政状況が一段と厳しさを増す中で、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営を図るという観点から編成をさせていただいたものであり、北播磨3市1町広域消防運営計画に基づき、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すために、各事業費を計上させていただいております。

それでは、お手元の予算書によりご説明申し上げます。

議案書 1 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 8, 3 1 6 万 8, 0 0 0 円と定めるものです。内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次に、第 2 条の地方債が 5 ページの第 2 表に掲げておりますとおり、消防施設整備事業の起債の限度額を 1 億 9, 4 5 0 万円と定めようとするものでございます。

1 ページにお戻りください。

第 3 条の一時借入金は、今年度中における資金不足を補い、各事業の円滑な執行を確保するため、借入限度額 2 億 5, 0 0 0 万円と定めるものでございます。

続きまして、一般会計の必要経費は、歳入の特定財源を差し引いた分が市町負担金となりますので、4 ページの歳出からご説明申し上げます。

第 1 款議会費は 4 1 万 7, 0 0 0 円を、第 2 款総務費では 5 2 2 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 3 款消防費は、予算総額の 7 9. 9 % を占める人件費と各事業費が主なもので 2 1 億 7, 3 1 0 万円を計上いたしております。

第 4 款公債費は 4 2 万 5, 0 0 0 円を、第 5 款予備費は 4 0 0 万円を計上し、歳出合計は 2 1 億 8, 3 1 6 万 8, 0 0 0 円となった次第であります。

これに対する歳入につきましては、3 ページにお戻りいただきご説明申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金は、他の収入財源を差し引いた歳入不足額 1 9 億 4, 7 8 4 万 4, 0 0 0 円を、第 2 款使用料及び手数料は 2 0 7 万 1, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 3 款国庫支出金は、緊急消防援助隊に係る補助金 1, 4 5 9 万 3, 0 0 0 円を、第 9 款諸収入は、組合預金利子及び受託事業収入と雑入を合わせて 2, 4 1 6 万円を、第 1 0 款組合債は 1 億 9, 4 5 0 万円を計上いたしております。

以上、歳入合計は 2 1 億 8, 3 1 6 万 8, 0 0 0 円となり、収支の均衡を図った次第であります。

それでは、次に予算説明書でご説明申し上げます。

1 1 ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

第 1 款議会費は、議員報酬及び議会運営に要する経費でございまして 4 1 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、第 2 款総務費は、委員報酬のほか、例規、データベース構築業務委託料、看板設置委託料など、組合全体に共通する経費を合わせまして 5 2 2 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、1 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 3 款消防費、第 1 項消防費、第 1 目常備消防費においては 1 8 億 6, 3 6 8 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。支出の主なものとして、消防職員 2 0 7 名と嘱託職員の

人件費 1 億 4, 5 2 2 万 4, 0 0 0 円となっております。ほかに、事務管理、施設管理、車両管理費等の経費として 1 億 1, 8 4 5 万 9, 0 0 0 円を計上いたしました。

続いて 1 5 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 2 目消防施設費では 3 億 9 4 1 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。主な事業といたしまして、CD-1 型消防ポンプ自動車 2 台、高規格救急自動車 2 台、及び屈折はしご付消防ポンプ自動車の更新整備と本部重要車両の計 6 台分として 2 億 2, 8 1 9 万円を計上いたしております。消防車両等の更新につきましては、各消防署の施設整備計画に基づき更新時期を精査の上、使用可能な車両については次年度に先送りするなど徹底した見直しを行ってまいりましたが、このたび更新する車両につきましては車両更新基準を大幅に経過しており、経年劣化により緊急車両としての保安と安全性を考慮した上の更新でございます。その他、防火衣の購入、消防救急無線のデジタル化に係る電波伝搬調査を含む基本設計委託料、及び通信施設の管理経費等を計上いたしております。

続いて 1 6 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 4 款公債費は、消防施設整備事業債、国庫支出金、及び兵庫県消防防災航空隊、兵庫県救急救命士養成所への派遣職員の人件費等が平成 2 4 年 5 月に収入見込みのため、資金不足が発生するのを補うための一時借入金利子 4 2 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。

最後に、第 5 款予備費は、予期せぬ支出に対応するため 4 0 0 万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の概要ですが、1 7 ページ以降に給与明細書を添付いたしておりますのでご参照賜りたいと存じます。

続きまして、歳入予算でございますが、9 ページにお戻りいただきたいと存じます。

第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目消防費市町負担金、1 9 億 4, 7 8 4 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。構成市町のそれぞれの負担金額は、西脇市 4 億 4, 4 6 8 万 2, 0 0 0 円、加西市 6 億 7 9 2 万 2, 0 0 0 円、加東市 5 億 8, 4 8 1 万 1, 0 0 0 円、多可町 3 億 1, 0 4 2 万 9, 0 0 0 円でございます。各事業の収入財源を差し引いた歳入不足額を計上し、当組合同規約に定める負担ルールに基づきまして、所定の比率に応じて算定した額を各市町にご負担願うものであります。

第 2 款使用料及び手数料は、危険物施設の許可申請等に係る法定手数料 2 0 2 万 9, 0 0 0 円、及び諸証明手数料 4 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 3 款国庫支出金は 1, 4 5 9 万 3, 0 0 0 円で、その内容といたしましては、緊急消防援助隊整備費として、消防ポンプ自動車 2 台分の購入に係る消防施設整備費と補助金でございます。

第 9 款諸収入、第 1 項組合預金利子として 1, 0 0 0 円を、第 2 項受託事業収入は、兵庫県から管理委託を受けております多可町の高坂トンネル、及び播州トンネルの非常警報

装置の管理受託収入として83万2,000円を計上いたしております。

続いて10ページをごらんください。

第3項雑入、第1節兵庫県救急救命士養成所派遣職員1名分の人件費負担の払い戻し分、及び兵庫県消防防災航空隊派遣に係る助成金を合わせまして782万1,000円を、第2節は高速道路救急業務支弁金など1,550万6,000円を計上し、諸収入全体では2,416万円を計上いたしております。組合債は、消防車両更新整備事業の充当財源といたしまして1億9,450万円を見込みまして、収支の均衡を図った次第でございます。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、よろしくご審議賜り、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます、第2号議案の提案説明を終わります。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

7番、藤尾潔君。

○7番（藤尾 潔君） 一人でしゃべって申しわけないですけども、7項目ほど質問させていただきます。

1点目は確認なんですけども、当初、基金と起債に関してもゼロということで間違いなにか確認をお願いしたいと思います。一番初めの時点ですね。

2点目ですが、11ページの会議録の印刷費などが挙がっておりますが、これはどういうところに配られるのか。また、会議録に関してはホームページで、例えば公開をされるのかどうかを確認したいと思います。

3点目は12ページです。例規集の更新なんですけれども、きょう例規をいただいたんですけれども、これぐらいのものを更新するのに合計で200万ぐらいかかっていると思うのです。これを本当に、例えばきちんとした形で委託をして、このような形で200万も予算をかけて例規集を更新する必要があるのでしょうか。これを、例えばPDFなんかにして上げておけばいいようにも思うのですが、そのあたりについてお願いいたします。

次に、14ページです。賃借料が上がっているんですけれども、施設の使用料などがありますが、消防本部、これは加東市の滝野庁舎になっておりますけれども、これに関しては、例えば賃借料等は発生をしているのか。例えば、きょうの、これも加東市の施設でありますけれども、そういうものに対して一応、私は加東市の出身ですけども他市の町の議員さんもおられますので、そういう点について明解に、どういう考えのもとでやられておるのかという説明をお願いしたいと思います。

それと、15ページの委託料、デジタル無線の設計とか、あと、例えば自動車の購入も2台ということで説明があったんですけども、これは、私が加東市のほうでは常にこういうように新規の事業を起こすときは、必ず説明をつけてほしいということを申しております。

例えば、2台あったら2台で財源の内訳はどうでと。恐らく、多分、私が加東市にいて

新規の事業を、これでやったらわからないというように言うと思うのですね。必ず、例えば、デジタル無線であれば当然総額の事業費などがあるわけですから、できれば今後は、こういうふう to 新規の事業がある場合はわかるように説明をつけていただきたいとは思いますが、今回に関しては、例えばこのデジタル無線というのが何年をめどに整備をしておいて、総額どれぐらいの事業なのかというようなことも説明をいただければと思います。

自動車の購入費についても起債はわかりましたけれども、財源の内訳などをもう少し、これ全体が書いてありますけれども、もう少し丁寧に内訳を示していただければというふうに思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 先ほどの藤尾議員様のご質問でございますが、抜けておたらご勘弁いただきたく、また再度ご説明申し上げます。

まず最初に、基金、それから起債についてもゼロということでございましたが、これはそのとおりゼロで間違いございません。基金もございませんし、現在4月1日に発足し、起債は一切ございません。以上でございます。

それと、12ページの例規集の200万円の予算、これにつきましては、例規集、今、お手元に配付しておりますのは条例のみでございます。これ以外に、規則、規程、すべてを網羅したものを一冊の製本したような本にしたいと考えております。ただし、これはデータベース化でCDにするということも可能でございます。その辺の手数料が、手数料といたしますか、編集費が200万円ということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、賃借料の発生につきましては、これは加東市の施設使用料という明文がございますので、当然、北はりま消防組合、これ別組織でございますので現在の消防組合、3階部分の面積に応じて賃借料約150万円が発生いたしております。それと、本日この会議場をお借りしておりますが、これもすべて賃借料が発生いたしております。以上でございます。

それと、デジタル化につきましては、消防指令システム、それからデジタル無線、これ、総額は合わせて、あらかじめございますが、現在のところでは18億、当初20億とっておりましたが、18億ほどの予算化が必要になるということで現在調整を図っておりますが、これは概算でございます。なお、この分が上げております別格の電波状況調査費用、基本設計で1,000万円でございますが、これについては、いろいろと業者から情報を仕入れてこれぐらいは当面必要であるということで予算化したもので、26年4月1日に運用開始を目指しておりますので、それからいたしますと、電波調査をきちんとやって基本設計をしてなってくるということで1,000万円ほど計上いたしております。

それから、車両の購入につきましては、同じご指摘を過去、にしたか行政事務組合でも、議会で指摘を受けました。そういうことで、消防車両のシグマ型という加東消防に配置す

る車両でございますが、お手元にパンフレットとして配付いたしております。それと、金額、起債等につきましては、詳細は手元資料にお渡ししておりませんが、基本的には消防車両2台につきましては、国の消防緊急援助隊の補助決定を受けましたので約1,500万の金額は補助金として入る。残りを起債を行うということでございます。

それから、救急車の購入につきましても、約救急車1台3,200万程度、これを2台、加西消防署、多可消防署に配置する予定で購入いたします。これにつきましても、防災基盤整備事業等の起債事業を活用し、購入したいというように考えております。

先ほど、ご指示をもらいました、詳細につきましては今後は十分その辺、我々精査いたしまして、お手元に配付できるように対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） 7番、藤尾潔君。

○7番（藤尾 潔君） 1点、ご答弁いただけてない、会議録をどの範囲で配るのかということですね。

それと、あとホームページなどへの公開はあるのかということのを再質問したいのと、あともう1点、一応、基金と負債というか、ゼロだという説明がございました。今回、これ一時借入金を起こされていますね。利子が45万ということですから、ちょっと総額はわかりませんが、幾らかあわせて答えていただければいいのですけれども、これは、要は組合のほうで各市町で持ち寄って幾らか決済用のお金を持っていけば、この45万というお金は使わずに恐らく済むと思うのですよ、総額にもよりますけれども。要は、毎年これで基金がこの先、貯まっていけばいいのですけれども、これで基金がないがゆえに、ずっと毎年頭にあったら資金不足になって借入れをして、45万ずつといっても結構なお金になりますので、場合によったらそれを決済用の基金というのを組合のほうで持つような考えはないのか。

これを再質問とします。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 今の基金の、またご質問、前後したら申しわけありません。

基金につきましては、今後、積み立てていく方向で考えていきたいと思っております。ただし、現在では、先ほど申しましたように、経常経費が持ち寄り状態でございます。そういうことで、それを余った分を基金に積み立てるとなりますと、非常に不公平感が出るというような状況もございまして、当面は経常経費から基金を積み立てるといのは無理かなというふうには考えてございます。

それと、起債の公債費42万5,000円、この件につきましては、消防車両の支払いが恐らく3月末ぐらいに支払いをする予定だと思います。補助金があるのが、当初の4月、5月ごろ、年度をまたぎます。そういうことで、そこにお金がないのに払わなくてはいけないということで、どうしても借入れをしなくてはならないということ。それと、それ

以外の部分でも、消防車両、救急車、全てでございますが、いろんな部分で支払いをするのにお金が入ってきていないということで、やむを得ず借り入れをしたということでご理解を賜りたいと思います。

確かに、ご指摘のように42万5,000円、これ毎年発生するのであれば非常に大きな金額になる。ただし、この起債は毎年2億5,000万ではございませんので、消防車両等の購入で大きな事業が発生する場合にこういう金額が発生するものでございますので、来年度、例えば消防車両1台も買わなければ2億5,000万の起債は発生しないということになりますので、一概に42万5,000円が毎年だということではないと思います。

それと、42万5,000円の内訳でございますが、基本的に利子1%と見積もりまして、2カ月分余裕を見て計上いたしております。ですから、365分の60ということで、利子1%の2億5,000万の1%という計算で42万5,000円を計上いたしております。

それと、先ほどの会議録の件でございますが、総務課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 総務課長。

○総務課長（石古 覚君） ただいまのご質問にお答えします。

会議録の作成委託、それと製本の関係でございますけれども、会議録の作成につきましては、委託会社はこの録音をお渡しして、それを起こしていただくというような形になります。その経費等も11万という経費が上がっております。

印刷、製本ですが、今の予定では議員さん、それと各構成市町の議会事務局、それと消防担当のほうを合わせまして、計20部から25部ぐらいの物を印刷するという予定で、今、考えておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第2号議案、平成23年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（識見を有する者）の選任の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第14、同意第1号、北はりま消防組合監査委員の

選任の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（安田正義君） それでは、同意第1号、北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

北はりま消防組合の、識見を有する監査委員として、住所、加東市上滝野315番地、氏名、西村勝彦氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

西村氏につきましては、人格高潔で、すぐれた識見を有しており、監査委員として適任でございます。略歴を添付いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

人事の案件でございますので、満場のご賛同を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、同意第1号、北はりま消防組合監査委員の選任の件につきましての、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより、同意第1号、北はりま消防組合監査委員の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第15 同意第2号 北はりま消防組合監査委員（議会選出）の選出の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第15、同意第2号、北はりま消防組合監査委員の選任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、森元清蔵君の退場を求めます。

それでは、提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（安田正義君） それでは、同意第2号、北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

北はりま消防組合の議会選出の監査委員として、住所、加西市佐谷町382番地、氏名、森元清蔵議員が適任者でありますので選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規

定により議会の同意を求めるものでございます。

人事の案件でございますので、満場のご賛同を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、同意第2号、北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（長谷川勝己君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより、同意第2号、北はりま消防組合監査委員の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

本件の採択が終わりましたので、6番、森元清蔵君の入場を許可いたします。

閉 会 宣 言

○議長（長谷川勝己君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもって、第1回北はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

午後3時13分 閉会

あ い さ つ

○議長（長谷川勝己君） 閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては、消防組織、施設の充実につながるよう一層のご精進とご尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましても、今月に各市とも議会が開催され、重要案件を審議、議決されたことであろうと思います。これから、真夏に向かい体調管理には十分ご留意されますようお願いしております。また、それぞれの立場でご健勝にて議会活動にご精進のあらんことを期待いたします。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

ここで、管理者からあいさつがございます。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、記念すべき第1回北はりま消防組合臨時議会、閉会に当たりまして一言お礼の言葉を申し述べさせていただきますというふうに思います。

ただいまは上程いたしました案件につきまして、それぞれ原案のとおり承認、決定、そしてまた同意をいただきました。心からお礼を申し上げます。

ただいま、議長のほうからもお話がございましたとおり、我々今後、北はりま消防組合として住民の期待にこたえるべく精進をしております。何とぞ、またご支援、またご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

そして、また今、梅雨のさなかということでございますが、非常に暑くなっております。先般も、埼玉県のほうでは39.8度というような、これまでの最高気温を更新したと、こんなことが今日、報じられておったところでございます。いよいよ、これから本当に夏本番に向かっていく。

そして、またもう一方では、梅雨末期、いつも大きな雨が降って各地に被害をもたらしております。そういったことがないように、もしそういったことがあれば、また、常備消防、そしてまた非常備消防、全力を挙げてそれに対応していきたいというふうに思うところでございます。

議員各位のご健康を心からお祈り申し上げまして、私のお礼の言葉にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（長谷川勝己君） 管理者のあいさつが終わりました。

これをもって散会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

北はりま消防組合議会臨時議長 早瀬正之

北はりま消防組合議会議長 長谷川勝己

会議録署名議員 村井公平

会議録署名議員 高橋佐代子